

經濟論叢

第十二卷 第二號

日本經濟と纖維産業（特に綿業）	植 場 鐵 三	1
排除説と補償説.....	穂 積 文 雄	14
炭鉞国家管理における炭価・資材政策の検討	岡 田 賢 一	29
再生産の共通法則と經濟的範疇.....	長 砂 実	45
書 評		
重農主義研究の問題点 ——横山正彦著『重農主義分析』批判——	河 野 健 二	59

昭和三十三年八月

京 都 大 學 經 濟 學 會

炭鉱国家管理における炭価・資材政策の検討

岡田 賢 一

まえがき

昭和二十一年九月四日の第一四回対日理事會に提出された「炭鉱の所有権並に補助金支出の方法に關するマツクアースー書簡」に端を發したわが國の炭鉱国家管理政策は、私企業経営に對する国家管理を、ともかく社会化を目標としてうちだした点について、經濟政策史上に一つのエポックを認めうると考えられる。結果的にはそれが混乱と醜惡をきわめた政争の渦中に、戦後經濟の危機対策たる石炭傾斜生産の一方式としても徹底せず、いわんや社会化原理の実現については実質的にはあとかたもなく霧散して、ただ「炭鉱国家管理」の名称のみになりおわった。けれども当時炭鉱労働者を先頭に全国的な期待と関心をあつめた炭鉱國管政策を、単に敗戦後の經濟混乱期における政治的かけ引き的一幕として見すごすことなく、産業社会化と

いう經濟政策的課題の視角からこれをかネリみるとき、一つの史的遺産として改めて再検討をくわえるべき意義をもつと考えるのである。

炭鉱國管実施の基本法たる臨時石炭鉱業管理法は昭和二十二年二月二〇日に成立、翌二十三年四月一日から三九年の期限をもつて施行された。そして期限満了をまたず昭和二十五年五月二〇日をもつて廢止された。けれども昭和二十三年二月には經濟九原則が發せられ、翌二十四年三月には「石炭鉱業の安定」に關する總司令部覚書が發表されて、石炭鉱業にもドッチ・ラインにそつた合理化と集中生産方式への切りかえが見られる。従つて政策的に傾斜生産方式の一形態としてうまれた國管方式は昭和二三年度をもつてその生命をおわつたとみることができよう。

本稿はかかる実情と前述の視點に立つて、昭和二十三年度の石炭鉱業の經營的側面をさぐり、國家管理下の石炭鉱業資本がい

かなる業態を展開したか、いかえれば石炭独占資本（具体的にはいわゆる大千筋炭鉱諸会社）が国家管理政策をどのようにアシヤストしたかをあきらかにしようとしたものであるが、さしあたって出炭促進政策たる炭価政策と資材充当施策について考察した。

(1) 成立過程のいきさつについては、例えば、

山本勝也 臨時石炭国家管理法批判（中央労働学園労働問題調査所編 産業国管と労働者階級 昭和二十四年 六八一—二八頁）

林 迪広 臨時石炭鉱業管理法の成立過程（菊池勇夫編著 臨時石炭鉱業管理法の研究 昭和二十八年 五一—一六頁）を参照されたい。

(2) 菊池 同上書 七三頁参照。

生 産

出炭計画の立案と遂行に主眼をおいた国管機構は、生産協議会——地方炭鉱管理委員会（地管委）——全国炭鉱管理委員会（全管委）という民主的管理機関を設置し、行政部局として商工省石炭庁のもとに四地方石炭局を設置し、さらにその下に一五支局を配置した。かかる管理行政機構は当部門の管理全般にわたって、協議会、委員会を通じて現場の実情が行政部局に直接に反映し、民主的な管理と円滑なる行政措置の滲透を図った

ものである。生産計画および割当についても、各炭鉱の生産協議会と管理者とで作成し、これが提出されたときは、石炭局長が審査し地管委にはかって決定し、これを事業主と炭鉱管理者の双方に指示するわけである。この間現場原案と査定との相違についても再査定要求などの民主的処理手続の規定などがある。しかしながら昭和二十三年度全国出炭目標三六〇〇万トンの設定は、国管実施前の二月に決定をみている。これは国管法の発動準備の遅延によって、また占領行政の慣行から天降りのな決定として、現場への割当がおこなわれた。この様相は翌二十四年度四二〇〇万トンの目標決定についても同様であった。

(3) 菊池勇夫編著 前掲書 一七一—三五頁参照。

(4) 昭和二十四年度目標は、G・H・Qの指令による行政措置として、二十四年三月一八日石炭庁次長から石炭局長宛通知「昭和二十四年度生産計画と国管法実施について」によって四二〇〇万トンが決定されている（同書 六七頁参照）。

昭和二三年度の出炭目標は、当初三三〇〇万トンと設定されたが、昭和二二年九月炭鉱国管法案の国会提出についてマックアサー書簡が発せられ、これにもとづいて翌年一月三六〇〇万トンに改訂された。すなわち前記書簡は「従来私企業に属していた責任を政府が暫定的に負わんとするこの緊急措置を国会が採択したならば、政府はさきに決定した生産目標を改訂して、この決定によって新たに付加される能力に相応する水準にまで

これを引上げねばならぬ。けだしかかる能力の構成のみが右の責任の変更を肯定するものである」とのべ、出炭の飛躍的増加をその政策的課題として強調した。至上命令としての出炭目標と政策責任とはさまれた政府は、国管実施にともない出炭目標達成のために次のような増産施策を発表した。

一、三六〇〇万トン出炭のため、切羽の推進がおくれているので早急にこれを促進する。(略)。

二、炭鉱設備の補修改善と機械化を促進するとともに、炭鉱も現在の四七万資材坪の計画をさらに増加する。

三、炭鉱設備の補修改善と機械化を促進するとともに、炭鉱保安規則を改正して作業環境を改善する。

四、新坑、新区域の開採を積極的に行い、資材、資金の効果的などころから重点的に充当する。(略)。

五、炭鉱技術調査団の派遣は、二三年度も続行する。

六、(略)。

七、炭質向上のため、品位による値差の改善、選炭設備の強化を行う。

これらの施策については、行論の間にしめすこととし、まづ出炭目標に対する国管初年度の出炭成績をながめてみよう。目標たる三六〇〇万トンは前年度出炭高の一・二三%、出炭復興の一般的目標とされた昭和五十九年の平均出炭高に対しては一一

二%、またわが国最高出炭高を示した昭和一五年の出炭量の六%に相当する。この年度目標と月次計画および出炭実績は第一表のとおりである。これによれば九月、三月を除き一般に計

第一表 昭和23年度出炭状況 (単位トン)

年	月	計	画	実	績	遂	行	率	
23年	4	2,827,000		2,572,404				91.0	
	5	2,897,000		2,634,806				90.9	
	6	2,878,000		2,791,499				97.0	
	7	2,850,000		2,717,593				95.3	
	8	2,613,000		2,530,699				96.8	
	9	2,790,000		2,875,699				103.1	
	10	3,011,990		2,989,563				99.3	
	11	3,072,760		2,942,980				96.0	
	12	3,341,420		3,191,190				95.5	
	24年	1	3,175,310		2,946,713				92.8
		2	3,066,330		3,028,374				98.8
		3	3,477,190		3,571,484				102.7
	計	36,000,000		34,793,004				96.6	

(註) 石炭労働年鑑 昭和二四年版 26頁。

画目標を下廻り、年間遂行率は九六・六%、一一〇万トンの阻誤をきたしている。しかしながら月別出炭量は若干の起伏はあるが概ね増加の傾向をしめしており、前年度実績および昭和五十九年平均月出炭高との対比においては第二表のごとく、年度内増加趨勢では前年度にくらべ上昇速度の緩慢さを認めうるが、

第二表 昭和23年度出炭実績趨勢

年 度 月 次	昭和23年度		昭和22年度	
	A	B	A	B
4	100.0	98.8	100.0	77.5
5	102.5	101.0	104.5	81.2
6	108.5	107.5	104.6	82.0
7	105.7	104.0	110.7	86.0
8	98.0	97.3	104.0	80.9
9	101.2	110.5	114.0	89.0
10	116.5	115.2	120.5	93.5
11	114.5	113.0	123.5	91.0
12	121.5	123.0	147.0	114.0
1	114.7	113.3	141.5	110.0
2	118.0	116.5	136.5	106.0
3	139.0	137.5	142.5	110.3
年計		111.6		94.1

(註) A…4月を基準とする月次出炭指数、
B…昭和5~9年平均月産高(260万トン)、
対比、年計比は昭和5~9年平均年産高
を31,173,000トンとする。
日本石炭協会 石炭統計総観1950年
7, 10, 11頁より算定。

日標年度の平均月産高に対しては、四、八両月以外はすべて上
廻っており、特に国管が実質的に機能しはじめたとみられる九
月以降では一〇―四〇%方の増加を上げている。

またこれらの炭質品位については、優良炭といわれる六五〇
〇カロリー以上のものは総出炭量の二五・五%、普通炭たる五
一〇〇カロリー以上を加えても八八・一%にとどまり、前年度
にくらべて幾分の向上を示しているが、なお満足すべき状態と
はいえない。すなわち全国平均保証品位を指標にとれば、戦前
には六一五〇―六一二〇〇カロリーにくらべ、昭和二二年度上期

木は五六八五カロリーであり、戦前に比して約
九%の品位低下である。これを前年度上期末の
五五四六カロリーに対比すれば品質向上の程度
を知ることができる。なお炭種別出炭状況にふ
れておくならば、その構成比重は、一般炭七〇・
七%、原料炭一九・五%、ガス発生炉炭六・四
%、無煙炭、燧石三・四%であり、この比率白
体は戦前戦時と大差はない。

右にのべたように昭和二三年度の出炭実績は
量的にも質的にも前年度にくらべて一応の発展
はとげた。もちろんこの発展を実現さすために
は、前年度に引きつづく炭鉱特別調査団の活躍
なども大いに奏効して、国管プロパーに帰せし
むるもの評量には問題があるであろう。けれども国管が採炭
機構の基底を形づくっており、前記の諸施策が施行されたこと
から、出炭回復における国管の意義を否定することはできない
であろう。ところでかかる国管実施にもかかわらず、計画量と
の間に喰差を生じ、上半期遂行率は九五・六%にとどまり、
下半期ではこのために一三三%の遂行を要請されながらも、計
画目標を下廻る九七・五%にすぎなかったことはいかなる原因
によるであろうか。現象的には次のごとくいわれる。すなわち

六月二二日の炭価改訂にもかかわらず赤字の累積は年度末には

一五六億円となった。このような状況のうちに資金難は未払金の累増をもたらし、ひいては資材難を生じ生産遂行に支障をきたした。他方、四月、一〇月には賃銀改訂の労働争議が起り生産の渋滞があり、一月の企業三原則、二月の経済九原則の発表は傾斜生産方式¹⁰⁾、ひいては国管そのものを無力化するという情勢に原因があると。しかしこれらの社会情勢の背後に、石炭鉱業それ自体として、どのような事情が内在していたか。すなわち国管をめぐるかかる事態の中に、石炭独占資本はいかなる火中の栗を拾得しえたか。この問題に入るまえに一応資本別の生産状況にふれておかねばならない。

- (5) 菊池 前掲書 第三部資料三二頁。
- (6) 日本石炭鉱業連盟 石炭労働年鑑 昭和二四年度版 二五頁。
- (7) 日本石炭協会 石炭統計総観 一九五〇年七一九頁参照。
- (8) 国管法の四月施行以後、各地方炭鉱管理委員会の委員人選や指定炭鉱の指定に対する労使の対立によって体制の確立は九月と日されている(菊池 前掲書 七三頁参照)。
- (9) 石炭労働年鑑 昭和二四年度版 二八頁。
- (10) 同上書 昭和二三年版 五七頁、二四年度版三六頁。柳瀬徹也 石炭産業の構造的危機 昭和二四年 五四―五五頁参照。
- (11) 日本石炭協会 前掲資料 八一―九頁参照。

炭鉱国家管理における炭価、資材政策の検討

(四) 例えば、副田満輝「石炭増産と炭鉱国家管理の効果」

(菊池 前掲書 六五―七三頁所収)によれば、生産計画および割当の天下り、計画の総合性の欠如、諸官庁の計画遂行にともなう措置が殆んどとられなかったこと、労働者側の生産意欲の向上が見られたとしても、それは賃銀引上げや物資特配、炭住計画などいづれも国管プロパー外に原因があることを指摘して、国管の効果を全く否定している。

(3) 石炭労働年鑑 昭和二四年度版 二七頁。

昭和二三年度における大手筋炭鉱と組合系炭鉱との出炭高比率は六九・八%、三〇・二%である。さらに大手筋を細分すれば、財閥系(三井、北炭、太平洋、三菱、雄別、井華、古河、日炭、常磐、日鉄、大正、嘉穂)は五五・五%、地方大手筋が一四・三%、また三井、三菱系は全体の三八・二%となっている。これを昭和一六年度について見れば、大手筋対組合系は七八%、二二%であり、財閥系六〇・四%、地方大手筋一七・六%、三井、三菱系四四・一%である。また出炭回復状況については昭和一六年度を基準として、大手筋五六に対し組合系は八五・九、財閥系五七・四、地方大手筋五一・一、三井、三菱系五四・三を示している。これらは中小炭鉱の出炭回復が、大手筋優良炭鉱よりも急速におこなわれたことをもの語るものである。これについては中小炭鉱は従来採炭機構の機械化がおくられており、労働力への依存度が高くて、単に労働力の投入

のみによつても出炭回復を実現しやすいにくらべ、大手筋炭鉱では採炭施設の物的損耗の補填がともなわなにかぎり急速なる回復は困難であるという事情もあろうが、右に見た大手筋の回復率に対する地方大手筋の遅滞、財閥系のそれに対する三井、三菱系の停滞は、戦後とられた質より量の出炭方針、山元原価補償主義の継続という情勢の中で、石炭独占資本がインフレ利得への依存と優良鉱区の温存に企業経営の支点をもとめたことを裏書するものといえるであらう。

このような回復状況を炭鉱規模について見ると、年産三〇万吨を境とする大炭鉱と中小零細炭鉱との出炭比重は、昭和一六年では後者に三六%余であつたのにくらべ、戦後は昭和二一年六五・八%、二二年五六・六%、二三年五一・三%、二四年四九・九%であり、その比重は遞減するとはいへかなり重要な性を示している。ところでこれら中小零細炭鉱も原価補償制と傾斜生産方式による資材資金の特恵的投入政策に便乗することによつて国家資金への寄生を實現した。これは前述の石炭独占資本が出炭の低効率政策によつて対応したのと軌を一にするものである。しかしかかる両者の共益関係は昭和二二年七月の炭価改訂と国管実施によつて切斷され、石炭独占資本の優越性のみが保証されるにいたつたのである。

- (14) 三菱経済研究所 日本産業経済総覧 昭和二四年度版
二二五頁参照。昭和二二年度出炭についていへば、財閥系

炭鉱のうち実績が計画量を上廻つたのは、常磐、日鉄、太平洋、古河の四社のみである。また地方大手筋炭鉱のうち特に不振なのは、貝島、麻生、昭和の三社であつた(石炭労働年鑑 昭和二三年版 二八―三四頁参照)。

- (15) 松岡瑞雄 戦後九州における石炭産業の再編成と合理化
昭和二九年 二五―六頁参照。

- (16) 日本石炭協会 前掲資料 一二―三頁参照。

(17) 中小炭鉱は株式会社であつても同族会社としての色彩が濃く、会社経理と家計との混合は著しい。俗に「どんぶり勘定」と称されている。従つて投入された資金資材がかかる経理の混濁の中で適当に処理されることが多く、しかもこれによつて企業の存続をつづけられるものが相当ある状態である。国管法による炭鉱整備が日程にのぼるのを見越して、これら中小炭鉱が強烈な反対運動を展開した理由もこのあたりに原因をもつのである(松岡 前掲書 八一頁、柳瀬徹也 我國中小炭鉱業の従属形態 昭和一九年 三二―三頁参照)。

二 炭 価 政 策

戦後経済再建のキイ・インダストリーたる石炭鉱業に対する政策は当初生産の量的増大に主眼がおかれ、炭価政策では、物価体系の基底に位置づけられた消費者価格と出炭能率と結合す

る生産者価格の分離制が施行された。そして出炭量増進のために、出炭能率や炭質にかかわりなくすべての鉱山の生産費を補償すべく山元原価補償制が採用された。けれども出炭品位の全般の低下は関連産業における石炭効率の低下をとめない、いきおい経済復興に支障をきたすことはいうまでもない。ここに昭和二年七月の片山内閣物価体系の炭価改訂には、出炭品位の向上を図るべき具体策が生産者価格の更改の中に織込まれたのである。

炭価問題における生産者価格と消費者価格の分離は戦時統制経済に端を発している。すなわち昭和十三年九月の石炭販売統制によって消費者価格はトン二〇元一三銭に釘付けされた。しかしその後の生産原価の高騰によって、昭和一五年下期から政府補償制度が実施されて山元原価補償制の確立となり、両価格の結節点に一手買取販売機関として日本石炭株式会社の設置をみたのである。

かかる炭価政策は戦後もひきつづいてとられた。昭和二十二年八月の「臨時物資需給調整法」を根拠とする新統制方式のもとに、生産者価格三四六円、消費者価格は重要産業向消費者価格二〇〇円と一般消費者価格四〇一元七〇銭の二本建とし、前者に対して後者との差額を国庫から補償するものとした。そして翌二年六月には日本石炭にかわって配炭公団が政策実施機関として発足した。この炭価政策の両部面は相まって戦後の独占

資本再建に大きな役割をはたし、特に消費者価格二本建制は重要な問題点となるのであるが、紙巾の都合上本稿ではあえて迂回し、石炭鉱業の経営面に問題を投げかける生産者価格政策に焦点をしばってみよう。

(18) 例えば八幡製鉄所での使用一般炭平均カロリーは昭和一七年の六三〇〇カロリーから昭和二十一年五五〇〇カロリーに低下。原料炭では灰分が同期間に三・一%の増加によって、同量の石炭で出炭量は一七%の低下となった。発生炉用炭でも同じく一〇〇カロリー当り出炭七・五%の低下を示したという。その他発電能力、鉄道輸送力の低下など影響するところ大きい(柳瀬徹也 前掲「危機」五三―七頁参照)。

(19) 運輸省鉄道総局総務局編 石炭調査第五輯 石炭鉱業の展望 昭和二十二年 一六八頁参照。

(20) 同上書 一七三頁参照。

(21) これについては、例えば 松岡 前掲書 三五―七頁、柳瀬 前掲書 二八―三〇頁を参照されたい。

石炭の増産を直接目標とした当時の石炭政策において、生産者価格の適切な決定は虚脱状態にあった石炭鉱業の経営的諸条件を賦活せしめるために不可欠の措置であった。従って昭和二十二年七月の生産者価格の改訂は、単に一八〇〇円ペーヌ物価体系の一環としてのみとらえらるべきでなく、国管政策へ進展す

る政策路線の起点としても把握さるべきである。この意味においてまづ昭和二二年七月の改訂にふれておく必要がある。

従来を生産者価格決定に対して最も著しい相違点は、山元原価補償制にかわる「前ぎめ主義」集団単一価格制の実施これである。すなわち改訂の基本方針としては、(一)全国平均額の引上げと品質向上を目的とする炭種別価格の確定、(二)坑夫賃銀の一割二分増、(三)価格決定に「前ぎめ主義」を採用し、「努力してもめぐまれません、また不勉強でも損をしなかった」という従来の方法をすてる」ことを明示した。そして全国平均生産者価格の炭鉱別還算方式としては、条件類似の炭鉱群をあつめて一四集団に分割し、各集団毎に昭和二二年四、五月の平均生産原価実績を基礎とする集団差等によって集団別単一価格を決定した。その政策目的は山元原価補償制によって生じる弊害、特に前ぎめ制でないために起る各業者の採算基礎の不明瞭性や補償金支給の炭質、能率を無視した徹底的画一主義からくる非能率的な、かつ補償金目あて的な一般的傾向を「掃して、石炭鉱業全体を能率的、合理化主義のもとに建直すこと」にあった。

いうまでもなく集団別単一価格制では各炭鉱の生産者価格は「その属する炭鉱群(集団)の価格」によるのであり、かつ集団構成は採炭条件よりもむしろ地域条件によってなされているために、採炭設備や立地条件にめぐまれ、生産原価切下げの可能性の大なる大手筋所有の優良鉱区ほど優遇されることになる。

もつとも採算のとれない炭鉱については不足部分につき加算額を決定するが、単一価格の三割以上の加算は通減されることになつてゐる。また全国平均生産者価格のうちには約〇・六%の利潤部分がふくまれてゐるが、集団別単一価格にはこれを除外し、別途に品位の向上や増産の程度に応じて配分することになつてゐる。品位の向上を促進するためには、さらに選炭強化を図る必要があるわけであり、後述のメリット制による品位別価格差によって選炭費を充分償ひうるようにしたのである。

かくて昭和二二年七月五日には全国平均生産者価格九五六円〇八銭(これは前年一二月と同年一月の全国平均生産費四一八円五六銭に、同年四月以降の公定価と賃銀の上昇および七月以降の改訂公定価へネ返り見込額一〇五円二二銭を加算して決定した)³⁵⁾が発表され、八月一日に集団別単一価格が決定した。しかしながら物価と賃銀の上昇は予想を上廻り、現実の生産原価平均は六月ですでに九六八円二六銭と改訂炭価を超え、以後九月、一〇月の騰勢鈍化をのぞいて急激な上昇をつづけて、翌二三年三月には二〇〇三円六〇銭となつた。この間、二月には片山内閣は崩解して三月に芦田内閣が成立するという政変を経、国管実施に突入したのである。

(22) 石炭労働年鑑 二三年版 六八頁。

(23) 同上 六九頁。

(24) 同上 六九一七頁、運輸省鉄道総局総務局 前掲書

一七五頁参照。なおメリット制による各地区別品種品位別買取価格については日本石炭協会前掲資料三四八―五三頁を参照されたい。

④ 石炭労働年鑑 二三年版 六八頁。

⑤ 日本石炭協会 前掲資料 二四四―五頁参照。なお昭和二年一〇月から報告原価計算様式が改訂され、出炭原価と送炭原価が区別されることになったので、一〇月以降は前者と比較される(石炭労働年鑑 二三年版 七六―七頁参照)。

このような炭価事情を背景に国管実施と機を同じくしておこなわれた昭和二年六月の改訂は、約言すれば前回改訂政策の踏襲強化であるという。まづ全国単一価格二三八八円五三

第三表(1) 昭和32年7月全国単一炭価

項目	金額
材 属	238.93
木 金	90.98
火 火	74.34
そ の 他	236.42
計	640.67
務 費	1,264.70
計	297.58
計	2,202.95
除 炭 額	- 24.62
除 石 炭 額	-114.17
除 家 産 額	- 8.70
社 費	24.53
弘 ・ 利 子	69.59
炭 原 価	2,149.68
炭 原 価	2,318.46
特 増 産 費	69.57
単 一 価 格	2,388.53

松岡 前掲書 41頁。(トン当り)

項目	金額
全国単一価格	2,388.53
北海道向坑木運賃	10.76
退職手当	30.24
特別鉱害賠償費用	17.38
福利協会費用	3.75
計	- 62.13
差引炭価水準	2,326.40
赤字補填財源	-141.94
集団価格水準	2,184.46

松岡 前掲書 42頁。(トン当り)

銭(約二・五倍の引上げ)は物価統制令による一四〇指定炭鉱の昭和二年一〇月ないし翌二三年二月の平均生産原価に、「七五%パルタ・ライン法」を意味して決定された。すなわち費目別平均原価を炭鉱別に配列して、最低から七五%の出炭量確保しうる点で区切り、各費目別限界原価の合計を基礎として算定されたのである。集団別単一価格については、全国単一価格から全国、地方プール基金などを差引き第三表のごとく集団別単一価格水準を定めて、前記期間の集団別平均原価による配分指数によって配分価格を算定し、これに修正を加えて決定する方法がとられた。ところで前回改訂から炭質の向上を図るために実施されているメリット制が集団別単一価格とどのように関連するかながめてみよう。

第三表(2) 集団別単一価格水準(23年7月)

メリット制は規格別炭種別価格の決定方式である。その構造は第一種から第五種までの炭種別とそれぞれの形状種別（塊、中小塊、粉、微粉、未選切込炭）に依りて、特一級ないし等外二級におよぶ一六等級の規格を設定し、種号別の買取指数を決定するのである。各集団出炭の規格毎に買取指数と出炭量を利用して規格総価値指数を求め、その総計を集団総出炭量で除すことにより集団平均価値指数を算定することができる。集団別単一個格をこの指数で除して基準炭価を算定し、これを買取指数で換算することにより、規格別買取価格が具体化するのである。

右のべたような昭和二三年六月の改訂方式によって、集団別単一個格制による優良炭鉱の採算が優遇されたことはいうまでもないが、これが七五パーセント・ライン法による限界炭鉱の拡大とならんで、超過利潤の保証を強化するわけである。特に

100カロリー当り級差		
品位	23年6月	22年7月
上級炭	4.0%	3.0%
中級炭	4.5	4.4
下級炭	3.0	3.0

松岡 前掲書 48頁。

今回は集団数が前回の一四から一〇に減少、すなわち本土西部の「海底」と「山手」が「宇部」に、本土東部の「湯本、好間深部」、「同浅部」、「植田、櫛形」、「双葉、白河」が「常磐」にそれぞれ一本化されたこと³⁰⁾から、大手筋に名をつらねる宇部興産や常磐炭鉱の優位強化を推測することができる。またメリット制に

においても買取指数の一〇〇カロリー当りの較差は、上表のように高級炭ほど拡大されたが、価格の引上げと相まって、高級炭を産出する大手筋優位の傾向はここにもみることができるのである。

今回の炭価改訂はこのように石炭独占資本の超過利潤取得の可能性を強化する措置たる性格を内包する。けれども大手筋諸会社が歴史的に優良炭鉱を独占的に所有し、絶大なる出炭比重を占めている現状のもとで、出炭増加と炭質向上を目標とする国管政策遂行上の施策としては不可避なものであった。ここで炭価改訂に関連して、生産原価の実態に一瞥をあたえよう。

(節) バルク・ライン (Bulk Line) とは元來船舶の積荷量限界線をいうのであるが、生産費統計上に用いるバルク・ライン分析は限界生産費を求めるためのものであり、また生産費の数量的分布を示すものである。……バルク・ラインが出炭量比重においてある一定の処(例えば七五%)に決定されたら、その%に対応する生産費をもって限界生産費とするのである(日本石炭協会 前掲資料 二六〇頁脚註)。

松岡 前掲書 四一頁参照。

(20) 松岡 前掲書 四二頁参照。

例えば第一種甲号炭(一般用炭のうち常磐、宇部以外のもの)では、基準規格に五級粉炭(五八〇〇カロリー、灰分二五・五%)がおかれ、形状格差指数は「塊、中小」一

一五、「粉」一〇〇、「微粉」六五、「未選切込」九五とした。そして粉炭一〇〇カロリ当り等級差を上級炭(特一級—一級)四%、中級炭(二級—六級)四・五%、下級炭(七級—等外二級)三%(等級差は二〇〇カロリを原則とし、一級、等外一、二級は三〇〇—四〇〇カロリ)をもって買取炭価指数を決定する。この価値指数(I_n)とこれに対応する規格別出炭量(Q_n)の積から規格総価値指数($I_n \times Q_n$)が求められる。従って集団平均価値指数は($\sum I_n / \sum Q_n$)によって算定される。北九州の集団平均価値指数は一・一三・二であるからその集団別単一価格二二三七円をこれで除すことにより北九州第一種五級粉炭は一九七六円となる。なおこの買取価格は坑所積出場所輸送機関乗あるいは指定積出駅貨車乗価格である。算定の詳細は松岡 前掲書 四四—七頁、価格一覧は日本石炭協会 前掲資料三六二—七頁を参照されたい。

④ 石炭労働年鑑 二三年版 七〇頁、同年鑑 二四年版 四六頁参照。

右にのべた炭価政策の実施にもかかわらず、インフレーションの進行は原価の高騰が新炭価を追い越すという事態を現出した。生産原価と原価構成の推移をしめせば第四表のとおりである。これによれば炭価改訂の七月にはやくも採算割れの状態となっている。すなわち前掲第三表の全国単一価格の構成と対照

第四表 昭和23年度出炭原価要素推移 (金額単位 円)

要素 月次	物品費		労務費		経費		本社費		支払利子		計	
	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
4	434	21	1,372	65	207	10	49	2	56	2	2,118	100
5	445	20	1,501	65	238	10	49	2	64	3	2,298	''
6	445	20	1,367	64	250	11	51	2	65	3	2,177	''
7	610	24	1,459	58	320	13	56	2	79	3	2,525	''
8	691	25	1,570	56	377	14	60	2	92	3	2,789	''
9	681	24	1,585	56	388	14	62	2	108	4	2,818	''
10	676	25	1,534	56	367	13	62	2	98	4	2,738	''
11	727	26	1,541	55	378	13	63	2	98	4	2,808	''
12	775	26	1,683	55	414	14	71	2	103	3	3,046	''
1	759	26	1,583	55	373	13	70	2	114	4	2,899	''
2	736	26	1,503	53	384	14	70	3	105	4	2,798	''
3	713	26	1,411	53	389	14	68	3	99	4	2,680	''

(註) 金額は円以下四捨五入。日本石炭協会 前掲資料 250頁。

すれば、物品費をのぞいて労務費、経費がそれぞれ一五・四%、一七・六%の上廻りをしめている。これにもとづいて、一三

六円二九銭の採算割れの要因には両費目の高騰が指摘されるが、原価構成の推移からはむしろ、前月にくらべて四%、一六四円四九銭の増大をきたした物品費の高騰こそその主因とみとめるべきである。そしてこの傾向は物価改訂の影響が全面的に波及し、ハネ返りが表面化するにつれて強化しており、経費もまた同様のコースをたどっている。かくて生産原価の騰勢は下半期にも継続し、一〇、十一月の停滞のあと、一二月には三〇〇〇円の大台に乗るに至った。このような情勢の前にうちだされた一月上旬の賃銀三原則および一月中旬の経済安定九原則の発表と実施は、やがて生産原価の下降をみちびき出炭高の増加をもたらしたのである。

昭和二三年七月の炭価改訂は、上にのべたように、国管の使用たる増炭計画遂行を日ざして、特に石炭独占資本の出炭を軌道にのせるための「誘いの手」たる役割を担っていたといえるであろう。けれどもそれは所期の効果をあげえなかった。とすればいかなる内在条件によって阻害されたのか。この問題に対する一つの手がかりを求めため、出炭をささえる物的基礎たる資材について次に検討しよう。

例) 石炭労働年鑑 二四年版 四七頁参照。

三 資 材

周知のごとく「臨時石炭鉱業管理法」には資材の充當に関する規定はない。これについては、法律的には既に臨時物資供給調整法および同法にもとづく指定生産資材割当規則(昭二一・一一)と指定配給物資配給手続規定(昭二二・二二)が存在し、炭鉱用資材のはほとんどはこれによって割当発券され充足されることになっていたので、改めて規定する必要はなかったといわれる。従って国管実施にともない若干技術的変更がこれに加えられた。すなわち従来中央で留保していた資材割当権限は地方石炭局へ移管され、炭鉱の需要に対する査定と割当発券は当該局でおこなうことになり、また割当決定については、経常用資材は全国管理委員会で採択した「ポイント・システム」にもとづいて、同委員会決定する各炭鉱の点数に応じて割当られる仕組となり、設備資材については起業工事の種類、規模、立地条件などが各炭鉱によって異なるために一律の規準はなく、各起業計画を各地方管理委員会が具体的に審査し決定する方法がとられた。そしてこれら資材の使用効率、監査をおして、次期割当基準確定の資料とされたのである。

炭鉱資材の割当方式たるポイント・システムは昭和二二年末の「公正妥當なる資材割当方法の確立」を要請する總司令部の覚書にもとづいて、政府は全管委資材専門部会に検討せしめ決

定した方式で、昭和二三年度第二・四半期から実施されたものである。その目的は、従前の実績本位総花主義を排除して、生産出荷実績、操業度、品質を基礎として割当基準をきめ、これによって資材使用効率、労働効率、品位の向上を図ることにあった。すなわち対象品目を、鋼材、電線類、坑木、セメント、鋼索、爆薬の六品目とし、配分総量の二〇％は特別調整用として中央に保留し、残余分を、総トンカロリ（四〇〇）、動力をふくむ原単位（四〇〇）、労働効率（二〇〇）の要素比率によって各炭鉱の点数を算定するのである。いうまでもなくこの割当方式の実施は、上記の割当手続の簡素化とスピード化と相ならんで、割当の合理化が図られたわけであるが、同時にその点数算定方式からは、鉱区条件、経営条件などのすぐれた大手筋炭鉱が必然的に手厚い資材割当をうけることになる措置でもあったのである。

本来、資材条件は労働条件と相関連しあつて生産能率を大きく左右するものである。戦時の濫掘と資材欠乏によつてはなほだしい荒廃をきたした炭鉱は、戦後の増産至上命令を労働力の無差別投入のみによつて遂行してきた。かかる生産方式は、労働力の質的低下と労働強化、およびこれに見合う物的条件の劣悪とがからみ合つて、災害の増加や突就労時間の縮減など採炭事情の悪化をみらびき、出炭能率の頭打ちを招来せざるをえない。これについて一二の例証をあげてみよう。

炭鉱國家管理における炭価、資材政策の検討

炭鉱災害の頻度を戦前の最高出炭期たる昭和一四—六年度平均と比較すれば第五表のとおりである。炭鉱の災害はもちろん坑外よりも坑内が件数比率にして大体一対九と圧倒的に多いが、落盤、運搬関係の事故について墜落、踏抜き、飛石などの原始的事故が多いことはそれ自体設備の荒廃、資材不足をもがたる証左といわれる。また突労働時間の短縮については、例えば終戦直後の情況をものがたるものとして昭和二一年五月三菱大夕張では坑内往復に三時間（昭和一七年一月では八分）を要し、在坑八時間一〇分に対して突労働時間は四時間一分（前記時期では七時間五八

第五表 炭 鉱 災 害 推 移

項 目	在籍 年	夫 出	炭 量	災 害	害	平	均	罹災人員	
								千人	指数
14~16 平均	327	55.1	81.3	1.48	100	1.51	100		
21	341	22.5	61.3	2.73	184	2.77	184		
22	395	29.3	93.0	3.17	214	3.18	212		
23	502	34.8	143.8	4.13	279	4.17	277		

(註) 日本石炭協会 前掲資料 186—7 頁より作成。

分)、三菱美唄でも実績働は三時間一九分であった。⁸⁾かかる実情は翌二二年度には若干の改善をみており、第四・四半期では就業八時間、実績は坑内夫五時間、坑外夫六時間見当となった。なおこれを大手筋炭鉱と組合系炭鉱とで対比すると、西部地区の例証は採炭夫で一時間三九分、坑内運搬夫で一時間一四分前者は後者より少いことを示している。

この実態に対して、マッカーサー書簡により策定された昭和二三年一〇月の「石炭非常増産対策要綱」では、二四時間制、坑口切羽往復一時間、切羽での機械故障、手待ち一時間半をふくみとして、実績を六時間余に引上げることが要請された。⁴⁾「要綱」の強行によって生産能率の向上が奏効するためには、いきおい資材設備条件の改善が不可欠である。ここに長大な坑道と切羽をもち、かつ相対的に近代的採炭設備をもちながら、それゆえに設備の荒廃によって著しく能率が阻害されているという大手筋炭鉱は、増産対策に相応する資材の特恵的注入措置を強く要望することになるのである。ポイント・システムはかかる事態を前提とする石炭独占資本の再建譜の一節でもあった。

- ⑧ 小島慶三 日本経済と経済政策 昭和三二年 第五篇
- ⑨ 炭鉱の國家管理 三一八頁。松岡 前掲書 六四頁参照。
- ⑩ 小島 前掲書 三一九頁。
- ⑪ 石炭労働年鑑 二四年版 三九頁。
- ⑫ 同上。

- ⑬ 松岡 前掲書 六六頁。
- ⑭ 柳瀬 前掲書 「危機」 四三頁。
- ⑮ 三菱経済研究所 「石炭経済の基本問題 昭和二二年 六三頁。

- ⑯ 石炭労働年鑑 昭和二三年版 一五七―一六〇頁参照。
- ⑰ 同上書 一五九頁より算定。

- ⑱ 「要綱」については、同上書 一五五―一六〇頁参照。

昭和二三年度の主要資材の割当計画量は前年度計画量にくらべ、鋼索の一・八%減を除き、他は一五・六〇%の増加であった。⁴²⁾この割当に対して入手の実情をポイント・システム実施の第二・四半期以降についてみれば、銑鉄、亜鉛鉄板、カーバイトの三品目が二〇%内外の不足を示すのみで、他の六品目については釘の一・二五・四%をはじめ全て割当を超え、問題の鋼材も一・六%の入手を確保したのである。このような資材投入の好転はトン当り原単位にそのまま反映しているわけであるが、これを主要資材たる鋼材、爆薬、電力および坑木について、(1)戦前最高出炭能率をあげた昭和八年、(2)各資材の最大消費年次、(3)最大出炭量をこつた昭和一四―一六年平均の原単位と戦後三カ年のそれとを比較すれば第六表のとおりである。これによつても国管体制下にとられたポイント・システムの効果をあきらかに認識しうるであらう。

資材状況に関連して、国管によつてはじめて遂行しえた資材

第六表 主要資材原単位比較

期	資材	鋼材	爆薬	電力	坑木
		kg	kg	KWH	斤
1	昭8	1.84	0.16	16.7	0.20
2	"14	2.67	0.23	41.0	0.21
	"16				
	"18				
	"19				
3	"14~ 16平均	2.39	0.21	31.1	0.20
4	"21	1.74	0.27	71.3	0.33
	"22	2.34	0.30	61.5	0.33
	"23	2.75	0.35	66.0	0.35

日本石炭協会 前掲資料 118, 135—7 頁より作成。

率の使用を強化するためにおこなわれたものである。すなわち従来、投入資材が横流しされ、闊利潤の取得に一役買った状態に対して、事業計画実施状況、拡張工事状況、安全保持などの事業運営に関する地方監査の一環として昭和三年度から実施され、ポイント・システムの効果確保を期したのである。経理監査を主とする中央監査と相まって、国管実施により初めて期待しうる効果的措置であったといえよう。⁴⁰⁾

(2) 石炭労働年鑑 昭和二四年版 三九頁参照。

監査にふれておかなばならない。これは国管法第八条にもとづいてなされる地方石炭局の業務監査の項目として、資材の効

(2) 同上書、四〇頁参照。品目は本文五品目のほか鋼索、爆薬、セメント、坑木の九種。

(4) 同上書 三九頁、小島 前掲書 三二〇頁参照。

資材の充当は上に見たように、出炭目標に適合した好調を示したのであるが、既にみたごとく出炭実績は目標に達しえなかつた。これは割当資材の現品化におけるタイミング、いわゆる資材の適量適時の投入については、なお六カ月のギャップがあり、投下効果に可成りの削減をきたしたといわれる。かかるギャップは官僚統制機構の欠陥にもとづくものでもあろうが、主因としてはむしろ資材代金未払債務の累積をあげねばなるまい。すなわち資材未払代金は大手筋のみで三月末の二〇億円から一月には四〇億円となり、年度末には五〇億円に達した。これが関連産業の資金難を惹起するとともに、逆に炭鉱資材の入手状況を悪化せしめる事態もあらわれた。例えば一二月に約一〇億円の未収代金をかかえた坑木業者は、一二月頃から坑木の発送を手控え、一二月には北海道、翌年二月には九州、西部に支払要求運動を展開し、北海道では遂に二月一日坑木出荷停止の処置をとるにいたつた。セメントについても炭鉱向出荷が未払問題によって歓迎されず、一〇月以降は輸出向に流れ込み、事態を一層逼迫せしめた。他の資材についても、多かれ少かれ同様の事態にあつたことは想像に難くない。⁴¹⁾

(4) 石炭労働年鑑 昭和二四年版 四四頁。

(脚) 日本石炭協会 前掲資料 三一四頁参照。

(脚) 石炭労働年鑑 昭和二四年版 四二—三頁。なお二月一日の坑木出荷停止は、三月上旬炭鉱側の支払計画の提示とその促進確約によって解除され、この期間中は四八日分の貯木喰つぶしで実害は生じなかった(同上)。

む す び

私的経営の壁を破らず、社会化原理を放棄して増産原理につらぬかれた炭鉱国家管理政策の遂行は、好むと好まざるとにか

かわらず、あらゆる施策、措置をとおして石炭独占資本の再建に寄与する結果となる。ここに炭価政策と資材充当措置をとりあげてこの点をあきらかにしたのである。しかしかかる政策効果が決定的に石炭独占資本のものとなるには、なお私的経営の生死をにぎる赤字処理方策いかにある。炭鉱国家管理の再検討の焦点はいわばここにあるともいえる。結論的にいえば石炭独占資本は、これをば国管実施をうちだした炭鉱政策へ転嫁せしめる形で処理し、再建された炭鉱を完全に自身のものとしたのである。これについては別の機会に検討したい。